【参考資料】

亀山市 地域クラブ活動「認定」と「登録」について

少子化の中でも、亀山市の中学生が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を確保するため、令和９年２月１日から「地域クラブ活動」の登録・認定制度がスタートします。

本市では、団体の目的や体制に合わせて選べるよう、「認定」と「登録」の２つの仕組みを用意しました。子どもたちの多様な選択肢を支えるため、皆様の参入を心よりお待ちしています。

亀山市の「地域クラブ活動」2 つの仕組み

① 亀山市【認定】地域クラブ活動

- 学校部活動の教育的意義を継承・発展させるクラブです。
- 中学校施設を優先的に使用できます
- （検討中）公的支援（財政支援等）の対象となります。
- 学校と密接に連携し、従来の部活動に代わる「休日の受け皿」の主軸となります。

② 亀山市【登録】地域クラブ活動

- 学校の枠にとらわれず、中学生の多様な選択肢や居場所（サークル・民間活動等）を広く位置付けるクラブです。
- 市のホームページ等を通じて広く市内の中学生・保護者に活動が紹介されます。
- 団体の所有する施設や民間施設等を活用し、柔軟な運営を行いたい団体・個人に向いています。

新しく立ち上げたい方等へ

令和９年度末までの「経過措置（要件緩和）」があります。

「成人２名以上の指導者がすぐに見つからない」「監事などの役員を分けるのが難しい」という場合でも、令和９年度末までの間は、要件が未完成であっても「認定・登録を受けたもの」とみなして活動をスタートできます。 この期間中に、市と相談しながら体制を整えていくことが可能です。

【参考資料】

「認定」と「登録」の主な比較の一覧表

項目	亀山市【認定】地域クラブ活動	亀山市【登録】地域クラブ活動
位置付け	学校と密接に連携する公的クラブ	中学生の多様な選択肢・居場所
主なメリット	・中学校施設の優先使用 ・財政支援等の公的支援の対象（**検討中**） ・学校との円滑な情報連携	・市HPや中学校を通じて広く周知 ・学校の枠にとらわれないクラブ創設 ・独自の柔軟なクラブ運営
参加対象者	市内在住または市内在学の中学生 ※選抜せず希望者を広く受け入れること	市内在住または市内在学の中学生
指導者体制	18歳以上の成人2名以上の配置	18歳以上の成人2名以上の配置
指導者の条件	・有資格者*、または市等の研修受講者 ・不適切行為を行わない誓約・同意	・市等の研修受講者 ・不適切行為を行わない誓約・同意
活動時間・休養日	・平日2時間、休日3時間程度以内 ・週2日以上の休養日（週11時間以内）	定めなし（生徒の心身の成長に配慮した適切な設定を推奨）
参加費（会費）	営利を目的とせず、可能な限り低廉	営利を主目的とせず、可能な限り低廉
運営体制（ガバナンス）	・団体規約、総会、適切な会計処理 ・役員（代表・会計・監事）の兼任不可	・団体規約の作成・公表 ・適切な会計処理
安全管理・保険	・緊急時連絡体制の整備 ・スポーツ安全保険等の加入必須	・緊急時連絡体制の整備 ・スポーツ安全保険等の加入必須
学校等との連携	活動方針やスケジュール等の情報共有が必須	必要に応じた情報共有・連携

＊日本スポーツ協会（JSPO）が認定する「公認スポーツ指導者資格」や中央競技団体が認める資格など